

令和8年1月26日
部長会議資料

中部勤労青少年ホームの廃止及び後利用について

総務部 公民連携推進局・総務課
スポーツ部 スポーツ課
経済産業振興部 商工労働課

■勤労者福祉施設再編の方針(令和4年1月部長会議で庁内合意)

- ・年齢や性別に関わりなく充実した職業生活と家庭生活(ワーク・ライフ・バランス実現)を支援するための施設(勤労者活躍支援センター)への転換
- ・類似サービスを提供する7施設について、統廃合により4施設へ集約
- ・集約に際しては、利用者の意見を確認(体育館について存続の意見あり)
- ・体育館利用者については、社会体育館の利用へ転換

再編前の7施設

勤労者女性会館しなのき

平成6年（新耐震）

柳町働く女性の家

昭和53年（旧耐震）

北部勤労青少年ホーム

昭和47年（旧耐震） ※小規模体育館あり

中部勤労青少年ホーム

昭和59年（新耐震） ※小規模体育館あり

中高年齢労働者福祉センター
（サンライフ長野）

昭和59年（新耐震） ※小規模体育館あり

南部働く女性の家

昭和60年（新耐震）

南部勤労青少年ホーム

昭和56年（旧耐震） ※小規模体育館あり

再編後の4施設

勤労者女性会館しなのき

〔所管〕 人権・男女共同参画課

〔方針〕 長寿命化

〔主な施設〕 多目的ホール・音楽室
・会議室・トレーニングルーム 等

継続

北部勤労者活躍支援センター

〔所管〕 商工労働課

〔方針〕 建替え（解体・新築）

〔主な施設〕 多目的室・音楽室
・料理実習室・会議室 等

供用開始
R8.4予定

中高年齢労働者福祉センター

（通称：サンライフ長野）

〔所管〕 商工労働課

〔方針〕 事後保全

〔主な施設〕 体育館・和室・会議室
・トレーニングルーム 等

継続

南部勤労者活躍支援センター

〔所管〕 商工労働課

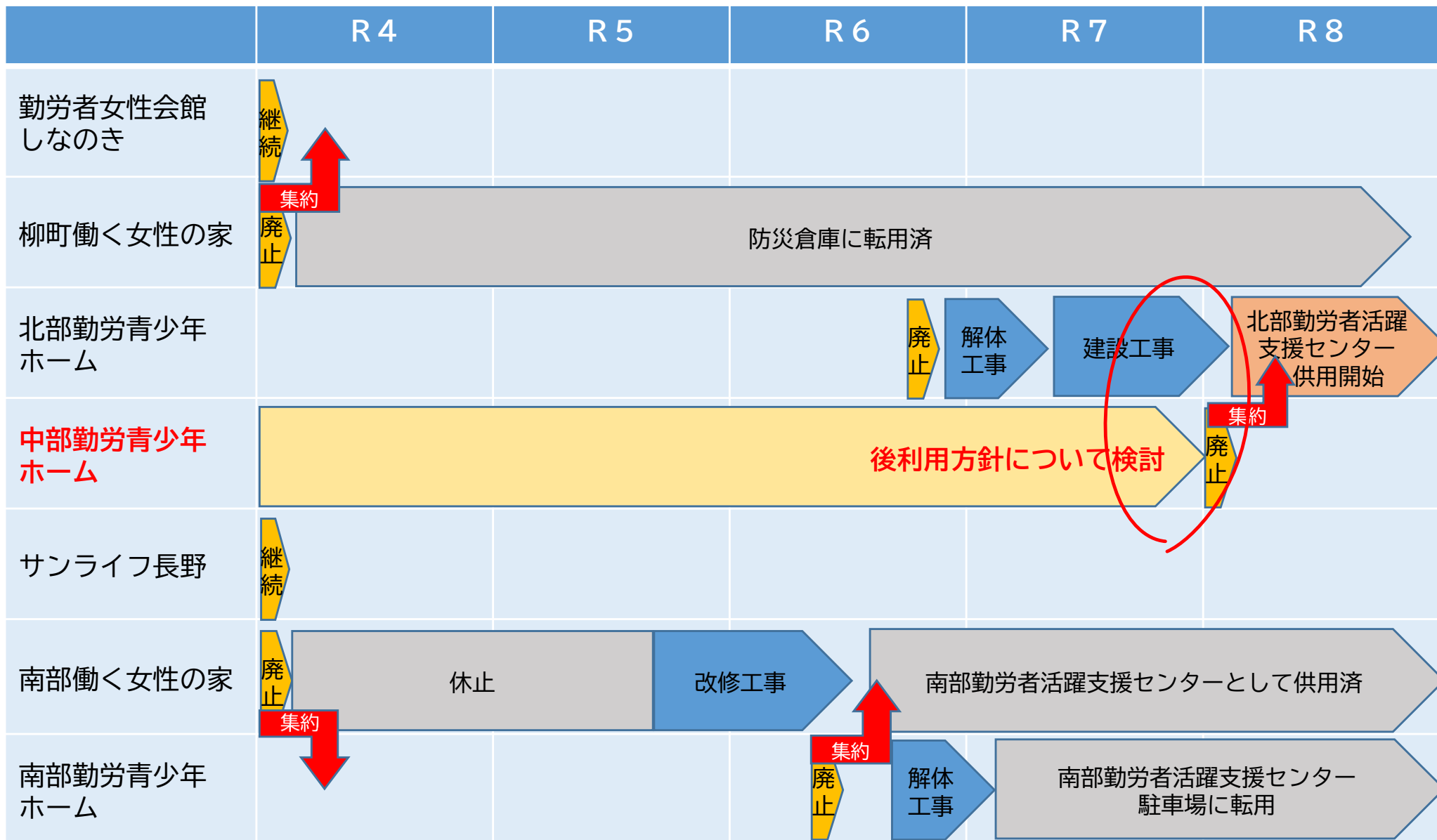
〔方針〕 増築・長寿命化

〔主な施設〕 多目的室・音楽室
・料理実習室・会議室 等

供用開始
R6.10

※小規模体育館…正規のバスケットボールコート1面の広さが確保できない規模

現状、北部勤労者活躍支援センターの建設および中部勤労青少年ホームの廃止が継続事業となっている。



中部勤労青少年ホームは令和7年度末をもって廃止する

【中部勤労青少年ホーム体育館の存続要望】

- ・令和3年度、市から利用者に対し、勤労者福祉施設の再編方針を説明
- ・令和4年度、中部勤労青少年ホームの体育館利用者をメンバーに含む「体育館を活用したまちづくりプロジェクト」から市長に、施設廃止後の体育館について、市との意見交換会や社会体育館化を含めた存続を要望

要望概要

- 日時:令和4年11月21日(月) 11時45分～12時00分
- 場所:市長応接
- 紹介議員:小林史子議員、倉野立人議員、野々村博美議員
- 要望者:体育館を活用したまちづくりプロジェクト

要望内容	回答要旨
中部勤労青少年ホームの体育館について、社会体育館化を含め存続してほしい。	中部勤労青少年ホームの体育館については、建物の耐用年数や状況などを見ると、有効利用できる建物であると考えられることから、より広く使えるよう社会体育館化を含めて検討する

- ・1984年(昭和59年)建設、**管理棟と体育館の2棟**で構成
- ・2棟とも築40年を経過しているが、**劣化は経年相当の状態であり、有効利用が可能**

➤ 新耐震施設

管理棟 S造2階建て 681㎡(公民館より小さめ)

体育館 S造平屋 396㎡(通常の社体より小さめ)

➤ 体育館を利用するには管理棟の玄関からしか出入りができない

➤ 主な管理機能は管理棟に集中しており、トイレは管理棟にしか設置されていない

➤ 2棟は渡り廊下を通じて往来



(配置図)





中部勤労青少年ホーム
 1984年建(新耐震)
 延床1,076.60㎡
 講習室、和室、音楽室、調理実習室1、図書室兼談話室、体育館



もんぜんぷら座
 1976年建(旧耐震)
 SRC造高層棟地上9階+塔屋1階、地下1階、低層棟地上2階、地下1階延床23,941.12㎡

柳町老人福祉センター
 1977年建(旧耐震)
 延床1,580.77㎡
 会議室6・講堂・和室・更衣室・事務室
 敷地 約1,700㎡(建物)+約900㎡(P)



中部公民館
 1974年建(旧耐震)
 延床956.19㎡4階建
 和室、料理教室、IT教室、教室2室、視聴覚室、ホール



- 中心市街地にある「もんぜんぷら座」は令和12年度を目安に廃止が決まっている。
- 中部公民館や柳町老人福祉センターなども建設から50年程度経過しており、劣化が進んでいる。

社会体育館化について

課題①

社会体育館とする場合、管理棟は維持管理上不要であり解体が望ましい。一方で、もんぜんぱら座の入居施設、周辺老朽化施設等の受け皿として当面残す必要があることから、現時点で管理棟の解体はできない状況である。

また、管理棟を閉鎖・使用しない場合は、管理棟外に体育館利用者用トイレや新たな出入口を設置する必要があり、ある程度の敷地と改修コストが生じることを踏まえると、**社会体育館化は現状では難しい。**

課題②

社会体育館とするには市営運動場条例の改正が必要であるが、社会体育館有料化の検討途中で先行して条例に追加する理由に乏しい。



実現には課題が多いため、他の活用として、市街地周辺の老朽化施設の受け皿や庁内書庫等として利用できないか

1 方針(案)

- 管理棟を含めた建物は、中心市街地に存在する老朽化した施設、特にR12に廃止を予定している「もんぜんぱら座」の一部機能の受け皿となり得る有用な建物であるものの、「もんぜんぱら座」廃止後の機能移転等が定まっていないため、建物全体の後利用を現時点で確定させることができないことから、**現状に大きな手を加えず、R4市長要望への回答にできるだけ沿うような形で体育館を貸し出す。**
- なお、今回の体育館の貸出は、**暫定的な対応**とし、「もんぜんぱら座」等周辺施設の議論の動向を見ながら、最終的な後利用を決定するものとする。

2 暫定期間中の施設の活用(案)

- 建物全体は、**庁舎として管理する。**
- 管理棟については、庁内で不足している**書庫及び倉庫等(庁舎)として活用する。**
- 体育館については、原則、**廃止する中部勤労青少年ホームの利用者の内、継続利用を希望する団体に貸し出す。**

施設概要・運用方針	
名称	(仮称)長野市役所妻科分室
施設の性格	公用財産
設置目的	庁舎(書庫及び倉庫) ※中部勤労青少年ホームの従前利用者のうち、社会体育館への活動移行が困難な利用者については、経過措置として倉庫(旧体育館部分)の行政財産目的外使用を許可する
旧体育館の目的外使用受付	本庁窓口(商工労働課)
旧体育館の目的外使用料(従前利用者)	光熱水費実費相当額
旧体育館の目的外使用料(その他特に認める場合)	目的外使用料及び光熱水費実費相当額

⇒この方向で利用者と協議の上、決定する

関係課の役割	
総務課	・庁舎として書庫、倉庫の一体的な財産管理
公民連携推進局	・施設利用者への後利用についての事前説明、協議 ・施設後利用検討の全体調整
商工労働課	・施設利用者への後利用についての事前説明、協議 ・ナンバーロック等、施設運用に必要な設備等の設置 ・倉庫(旧体育館部分)の目的外使用に係る事務(受付、料金徴収等)

時期	内容
令和8年1月26日	部長会議
令和8年1月30日	政策説明会
令和8年2月3日	利用者説明会
令和8年3月議会	中部勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の廃止